

令和 6年 3月 26日

豊橋市教育委員会 様

東田校区市民館運営委員会

運営委員長 林 正幸

令和6年度豊橋市東田校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市東田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市仁連木町15番地
名 称 東田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 林 正幸

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市及び地域との連絡調整に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 東田 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6 月 25 日

豊橋市教育委員会 様

松葉校区市民館運営委員会

運営委員長 小林てる子

令和 6 年度豊橋市松葉校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和6年度豊橋市松葉校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大橋通三丁目107番地
名 称 松葉校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 小林 てる子

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行いうるものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市及び地域との連絡調整に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 松葉 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

津田校区市民館運営委員会

運営委員長 牧野 健一

令和6年度豊橋市津田校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市津田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市横須賀町宮前10番地の2
名 称 津田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 牧野 健一

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（申種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市

津田 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,067,000
計	2,067,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	36,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,067,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

磯辺校区市民館運営委員会

運営委員長

小林 丸幸

令和 6 年度豊橋市磯辺校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和6年度豊橋市磯辺校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市駒形町字丸山60番地
名 称 磯辺校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 小林 弘幸

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 磯辺 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6 月 26 日

豊橋市教育委員会 様

大崎校区市民館運営委員会

運営委員長 印貢義之

令和 6 年度豊橋市大崎校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和6年度豊橋市大崎校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大崎町字柿ノ木16番地
名 称 大崎校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 印貢 義之

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 閉館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（印種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 大崎 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

鷹丘校区市民館運営委員会

運営委員長 人見 哲

令和6年度豊橋市鷹丘校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市鷹丘校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西小鷹野三丁目7番地の1
名 称 鷹丘校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 人見 哲

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：①日曜日（法定休日）
- ②国民の祝日及び休日
- ③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市

鷹丘 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会様

下条校区市民館運営委員会

運営委員長 木下 由光

令和6年度豊橋市下条校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市下条校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市下条東町字西浦61番地の3
名 称 下条校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 木下 由光

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関するごと。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関するごと。
- ②市民館の利用統計に関するごと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関するごと。

- ①市民館内外の清掃に関するごと。
- ②市民館の防火・防災に関するごと。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関するごと。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関するごと。

(3) 地域コミュニティに関するごと。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関するごと。
- ②図書の交換・貸出業務に関するごと。
- ③市及び地域との連絡調整に関するごと。
- ④市事業への協力に関するごと。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関するごと。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 下条 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

多米校区市民館運営委員会

運営委員長 川本恭久

令和6年度豊橋市多米校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市多米校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市多米中町二丁目27番地の1
名 称 多米校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 川本 恭久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 多米 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

旭校区市民館運営委員会

運営委員長 佐藤 晴夫

令和 6 年度 豊橋市旭校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和6年度豊橋市旭校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市旭町字旭535番地の2
名 称 旭校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 佐藤 晴夫

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：①日曜日（法定休日）
- ②国民の祝日及び休日
- ③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 旭 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

谷川校区市民館運営委員会

運営委員長 佐原 啓義

令和6年度豊橋市谷川校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市谷川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市中原町字東ノ谷1番地の11
名 称 谷川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 佐原 啓義

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 谷川 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

花田校区市民館運営委員会

運営委員長 河邊 光司

令和6年度豊橋市花田校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市花田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西羽田町247番地
名 称 花田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 河邊 光司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 花田 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

高師校区市民館運営委員会

運営委員長 岩田庸宏

令和6年度豊橋市高師校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市高師校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市上野町字上原99番地の10
名 称 高師校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 岩田 康宏

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 閉館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 高師 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会様

野依校区市民館運営委員会

運営委員長 杉浦孝夫

令和6年度豊橋市野依校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市野依校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市野依町字諏訪149番地の1
名 称 野依校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 杉浦 幸夫

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：①日曜日（法定休日）
- ②国民の祝日及び休日
- ③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 野依 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,067,000
計	2,067,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	36,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,067,000

令和 6 月 26 日

豊橋市教育委員会 様

植田校区市民館運営委員会

運営委員長 柳沼 登志男

令和 6 年度豊橋市植田校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのによろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和6年度豊橋市植田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市植田町字池下63番地の1
名 称 植田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 柳沼 登志男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 植田 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

牛川校区市民館運営委員会

運営委員長 岩田 博之

令和6年度豊橋市牛川校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市牛川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市牛川町字中郷13番地の28
名 称 牛川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 岩田 博之

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 牛川 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6 月 26 日

豊橋市教育委員会 様

西郷校区市民館運営委員会

運営委員長 河合洋

令和 6 年度豊橋市西郷校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和6年度豊橋市西郷校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻平野町字中野田100番地の3
名 称 西郷校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 河合 洋

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関する事。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関する事。
- ②市民館の利用統計に関する事。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する事。

- ①市民館内外の清掃に関する事。
- ②市民館の防火・防災に関する事。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関する事。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(3) 地域コミュニティに関する事。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関する事。
- ②図書の交換・貸出業務に関する事。
- ③市及び地域との連絡調整に関する事。
- ④市事業への協力に関する事。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関する事。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（申種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 西郷 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会様

石巻校区市民館運営委員会

運営委員長

野口智弘

令和6年度豊橋市石巻校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市石巻校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻町字西浦16番地
名 称 石巻校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 野口 智弘

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自発的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 閉館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市及び地域との連絡調整に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 石巻 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

石巻校区市民館運営委員会

運営委員長 野口智弘

令和6年度豊橋市石巻校区市民館金田分館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市石巻校区市民館金田分館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻町字藪下1番地の1
名 称 石巻校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 野口 智弘

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 石巻 校区市民館 金田分館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,115,000
計	2,115,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	84,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,115,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

小沢校区市民館運営委員会

運営委員長 山藤 弘康

令和6年度豊橋市小沢校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市小沢校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市小島町字荒巻81番地の1
名 称 小沢校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 近藤 弘康

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 小沢 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

豊南校区市民館運営委員会

運営委員長 原口泰宏

令和6年度豊橋市豊南校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市豊南校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西赤沢町字南ノ谷99番地の9
名 称 豊南校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 原口 泰宏

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市及び地域との連絡調整に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 豊南 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 年 月 日
6. 3. 26

豊橋市教育委員会様

賀茂校区市民館運営委員会

運営委員長 坂田 弘久

令和6年度豊橋市賀茂校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市賀茂校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市賀茂町字宗末41番地の1
名 称 賀茂校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 坂田 弘久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・P.R、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 賀茂 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会様

芦原校区市民館運営委員会

運営委員長

加藤博久

令和6年度豊橋市芦原校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市芦原校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市芦原町字嵩山地36番地の4
名 称 芦原校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 加藤 博久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定期間に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 芦原 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

岩田校区市民館運営委員会

運営委員長 大野純宏

令和6年度豊橋市岩田校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市岩田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市中岩田四丁目1番地の2
名 称 岩田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 大野 純宏

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（申種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 岩田 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

豊校区市民館運営委員会

運営委員長 原田和宣

令和6年度豊橋市豊校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市豊校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西岩田五丁目6番地の2
名 称 豊校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 原田 和宣

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市及び地域との連絡調整に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 豊 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6 月 26 日

豊橋市教育委員会様

大村校区市民館運営委員会

運営委員長 白井 宏則

令和6年度豊橋市大村校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市大村校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大村町字地之神 7番地の4
名 称 大村校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 白井 安則

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：①日曜日（法定休日）
- ②国民の祝日及び休日
- ③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 大村 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

幸校区市民館運営委員会

運営委員長

高塚正子

令和6年度豊橋市幸校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市幸校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西幸町字笠松184番地の1
名 称 幸校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 高塚 正己

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 幸 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

福岡校区市民館運営委員会

運営委員長 白井一男

令和6年度豊橋市福岡校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市福岡校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市橋良町字東中山3番地の2
名 称 福岡校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 白井 一男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（申種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 福岡 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

栄校区市民館運営委員会

運営委員長 伊奈史年

令和6年度豊橋市栄校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市栄校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市北山町字東浦46番地の12
名 称 栄校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 伊奈 史年

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（印種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：①日曜日（法定休日）
- ②国民の祝日及び休日
- ③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 栄 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 6 年 3 月 26 日

豊橋市教育委員会様

嵩山校区市民館運営委員会

運営委員長 鳥居宣行

令和 6 年度豊橋市嵩山校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和6年度豊橋市嵩山校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市嵩山町字官下83番地の1
名 称 嵩山校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鳥居 宣行

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：①日曜日（法定休日）
- ②国民の祝日及び休日
- ③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 嵩山 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 6年3月26日

豊橋市教育委員会様

二川校区市民館運営委員会

運営委員長 山本 良男

令和6年度豊橋市二川校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市二川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大岩町字東郷内4番地の8
名 称 二川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 山本 良男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市

二川 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

高根校区市民館運営委員会

運営委員長 長濱 勝歳

令和6年度豊橋市高根校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市高根校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西七根町字北浜辺147番地の1
名 称 高根校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 長濱 勝彦

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 高根 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,067,000
計	2,067,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	36,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,067,000

令和 6 月 26 日

豊橋市教育委員会 様

老津校区市民館運営委員会

運営委員長 金澤 良孝

令和6年度豊橋市老津校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのによろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市老津校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市老津町字宮脇15番地の1
名 称 老津校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 金澤 良孝

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：①日曜日（法定休日）
②国民の祝日及び休日
③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 老津 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,151,000
計	2,151,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	120,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,151,000

令和 年 月 日
6. 3. 26

豊橋市教育委員会 様

下地校区市民館運営委員会

運営委員長 富永正彦

令和6年度豊橋市下地校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市下地校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市下地町字宮前68番地
名 称 下地校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 富永 正彦

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 下地 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

6. 3. 26.
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会様

牟呂校区市民館運営委員会

運営委員長 杉浦修司

令和6年度豊橋市牟呂校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市牟呂校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市牟呂中村町1番地の4
名 称 牟呂校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 杉浦 修司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

①利用統計・施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市及び地域との連絡調整に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 車呂 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

令和 6 月 26 日

豊橋市教育委員会 様

吉田方校区市民館運営委員会

運営委員長 山本晴久

令和6年度豊橋市吉田方校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市吉田方校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市吉川町118番地
名 称 吉田方校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 山本 晴久

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 吉田方 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

天伯校区市民館運営委員会

運営委員長 木村 猛男

令和6年度豊橋市天伯校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市天伯校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市天伯町字高田山137番地の1
名 称 天伯校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 木村 積男

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 天伯 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

令和 年 月 日
6. 3. 26

豊橋市教育委員会 様

大清水校区市民館運営委員会

運営委員長 （イ）工直樹

令和6年度豊橋市大清水校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市大清水校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市南大清水町字元町78番地
名 称 大清水校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 川上 直樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
- (2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：①日曜日（法定休日）
- ②国民の祝日及び休日
- ③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 大清水 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

令和 年 月 日
6. 3. 26

豊橋市教育委員会 様

向山校区市民館運営委員会

運営委員長 高野英司

令和6年度豊橋市向山校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市向山校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市向山西町5番地の1
名 称 向山校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 高野 英司

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定期間避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 向山 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

玉川校区市民館運営委員会

運営委員長 八代 藤原 猛

令和6年度豊橋市玉川校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市玉川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市石巻本町字野添11番地の1
名 称 玉川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 加藤 泰樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（印種）
(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 玉川 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

令和 6. 3. 26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

細谷校区市民館運営委員会

運営委員長 久保田安貞

令和 6 年度豊橋市細谷校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1 部

令和6年度豊橋市細谷校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市細谷町字中ノ島54番地の1
名 称 細谷校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 久保田 安貞

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 細谷 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

令和 年 月 日
6. 3. 26

豊橋市教育委員会 様

飯村校区市民館運営委員会

運営委員長 伊藤 恵造

令和6年度豊橋市飯村校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市飯村校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市飯村南四丁目6番地の4
名 称 飯村校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 伊藤 恵造

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・P.R、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市

飯村 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,067,000
計	2,067,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	36,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,067,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

富士見校区市民館運営委員会

運営委員長 徳島 結城

令和6年度豊橋市富士見校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市富士見校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市富士見台二丁目1番地の5
名 称 富士見校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 徳島 結城

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 富士見 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

中野校区市民館運営委員会

運営委員長 鈴木清博

令和6年度豊橋市中野校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市中野校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市橋良町字向山61番地の2
名 称 中野校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 鈴木 清博

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 中野 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

八町校区市民館運営委員会

運営委員長 吉見正樹

令和6年度豊橋市八町校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市八町校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市八町通五丁目5番地
名 称 八町校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 吉見 正樹

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 八町 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,139,000
計	2,139,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	108,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,139,000

令和 6 月 3 日

豊橋市教育委員会様

二川南校区市民館運営委員会

運営委員長 安村信弘

令和6年度豊橋市二川南校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市二川南校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市大岩町字前荒田145番地の2
名 称 二川南校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 安村 信弘

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関する事。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関する事。
- ②市民館の利用統計に関する事。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する事。

- ①市民館内外の清掃に関する事。
- ②市民館の防火・防災に関する事。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関する事。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(3) 地域コミュニティに関する事。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関する事。
- ②図書の交換・貸出業務に関する事。
- ③市及び地域との連絡調整に関する事。
- ④市事業への協力に関する事。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関する事。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

- (1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）
(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

- 休日：
①日曜日（法定休日）
②国民の祝日及び休日
③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 二川南 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,127,000
計	2,127,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	96,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,127,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

汐田校区市民館運営委員会

運営委員長

谷山渡

令和6年度豊橋市汐田校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市汐田校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市牟呂町字北汐田50番地の1
名 称 汐田校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 谷山 渡

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。
- ②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ①市民館内外の清掃に関すること。
- ②市民館の防火・防災に関すること。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。
- ②図書の交換・貸出業務に関すること。
- ③市及び地域との連絡調整に関すること。
- ④市事業への協力に関すること。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関すること。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 汐田 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,127,000
計	2,127,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	96,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,127,000

令和 6年 3月 26日

豊橋市教育委員会様

松山校区市民館運営委員会

運営委員長

宮下 強太朗

令和6年度豊橋市松山校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市松山校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市西松山町42番地
名 称 松山校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 宮下 純太朗

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市及び地域との連絡調整に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 松山 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,115,000
計	2,115,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	84,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,115,000

6. 3. 26
令和 一 年 三 月 二 日

豊橋市教育委員会 様

つづじが丘校区市民館運営委員会

運営委員長 夏目智弘

令和6年度豊橋市つづじが丘校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのとよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市つつじが丘校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市佐藤五丁目16番地の1
名 称 つつじが丘校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 夏目 智弘

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 閉館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関する事。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関する事。
- ②市民館の利用統計に関する事。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する事。

- ①市民館内外の清掃に関する事。
- ②市民館の防火・防災に関する事。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関する事。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(3) 地域コミュニティに関する事。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関する事。
- ②図書の交換・貸出業務に関する事。
- ③市及び地域との連絡調整に関する事。
- ④市事業への協力に関する事。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関する事。
- ⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 つつじが丘 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,115,000
計	2,115,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	84,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,115,000

6. 3. 26
令和 年 月 日

豊橋市教育委員会 様

新川校区市民館運営委員会

運営委員長

金子俊己

令和6年度豊橋市新川校区市民館指定管理業務事業計画について

のことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市新川校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市前田中町8番地の22
名 称 新川校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 金子 俊己

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動の促進を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 開館時間 午前9時から午後10時まで

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関すること。

①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関すること。

②市民館の利用統計に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

①市民館内外の清掃に関すること。

②市民館の防火・防災に関すること。

③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関すること。

④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 地域コミュニティに関すること。

①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。

②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関すること。

②図書の交換・貸出業務に関すること。

③市及び地域との連絡調整に関すること。

④市事業への協力に関すること。

⑤モニタリングによる業務改善に関すること。

⑥事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。

⑦豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。

⑧個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフの勤務時間等

勤務：週6日（月曜日から土曜日）

※正午～午後6時までの間のうち5時間勤務

休日：①日曜日（法定休日）

②国民の祝日及び休日

③休館日

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

豊橋市 新川 校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	2,103,000
計	2,103,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	1,951,878
2.共済費	5,022
3.事務費	71,000
4.修繕費	72,000
5.鍵管理手数料	3,100
計	2,103,000

令和 6.3.26
年 月 日

豊橋市教育委員会 様

前芝校区市民館運営委員会

運営委員長 秦 雅宣

令和6年度豊橋市前芝校区市民館指定管理業務事業計画について

このことについて、下記のとおりですのでよろしくお取り計らいください。

記

(1) 事業計画書 1部

令和6年度豊橋市前芝校区市民館指定管理者事業計画書

指定管理者 所在地 豊橋市前芝町字塩見5番地の1
名 称 前芝校区市民館運営委員会
代表者 運営委員長 泰 雅宣

施設の管理運営に当たっては、地域住民の自主的なコミュニティ活動及び文化活動を図るといった施設の設置目的を十分理解し、豊橋市民館設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守し、地域の特性を活かした施設の管理運営及び効率的な維持管理を行います。

1 休館日 ①月曜日

②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

※ただし、他の校区市民館の状況を考慮し、地域住民の利便性を図るために、地域住民の
自主的なコミュニティ活動においては月曜日も使用可能とします。

2 開館時間 午前9時から午後9時まで

※ただし、他の校区市民館の状況を考慮し、地域住民の利便性を図るために、地域住民の自主的
なコミュニティ活動においては午後10時まで使用可能とします。

1及び2の※の部分については、職員は勤務せず、使用者が施設管理を行うこととします。

3 業務の範囲

施設の管理運営に当たっては、公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、利用者が安全かつ快適に利用できるように十分な配慮をし、施設の機能及び性能を正常に発揮できる適正な状態の維持管理に努め、次の業務を行うものとする。

(1) 使用の承認に関する事。

- ①市民館の使用申請の受付・承認・貸出に関する事。
- ②市民館の利用統計に関する事。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する事。

- ①市民館内外の清掃に関する事。
- ②市民館の防火・防災に関する事。
- ③市民館の駐車場・駐輪場の安全確保及び維持管理に関する事。
- ④その他市民館の施設及び設備の維持管理に関する事。

(3) 地域コミュニティに関する事。

- ①利用統計、施設状況の分析に努め、地域の実情に応じた利活用を図ること。
- ②市民館活動及び地域コミュニティ活動の広報・PR、情報提供などに努め、地域交流の拡大を図ること。

(4) その他

- ①業務に必要な地域スタッフの雇用等に関する事。
- ②図書の交換・貸出業務に関する事。
- ③市及び地域との連絡調整に関する事。
- ④市事業への協力に関する事。
- ⑤モニタリングによる業務改善に関する事。
- ⑥施設使用料等の収納事務に関する事。
- ⑦事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと。
- ⑧豊橋市地域防災計画に基づく第一指定避難所に位置付けられているため、災害時及びその事前、事後対応には協力することとし、内容は別途定めるものとする。
- ⑨個人情報保護の体制をとり、周知・徹底を図ること。

4 職員の配置基準

(1) 館長、地域スタッフ、清掃地域スタッフ、防火管理者（甲種）

(2) 地域スタッフ等の勤務時間等

① 地域スタッフ

勤務：午前勤務 午前 8 時 45 分～午後 0 時 45 分

午後勤務 午後 0 時 45 分～午後 4 時 45 分

夜間勤務 午後 4 時 45 分～午後 9 時 15 分

※火曜日～日曜日

休日：休館日（月曜日は法定休日とする。）

② 清掃地域スタッフ

勤務：1 日 3 時間 45 分 年間 100 日（有給休暇分含む）

5 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する。

令和6年度 収支状況予算書

前芝

校区市民館

収入

単位:円

項目	予算額
1.指定管理料	5,387,000
計	5,387,000

支出

単位:円

項目	予算額
1.人件費	4,928,351
2.共済費	55,649
3.事務費	303,000
4.修繕費	100,000
5.鍵管理手数料	0
計	5,387,000